

## 会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書

「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金につき、国庫納付が可能な資金の額を把握し、将来においても、余裕資金が生じていないか適時に検討することとするとともに、これらの資金が国庫に納付されることとなるように適切な制度を整備するよう国土交通大臣に対して意見を表示したもの」

平成22年9月

会計検査院

本報告書は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定の利益剰余金について、国庫に納付することが可能な余裕資金はないかなどについて検査を実施した結果、上記の利益剰余金につき、国庫納付が可能な資金の額を把握し、将来においても、余裕資金が生じていないか適時に検討することとするとともに、これらの資金が国庫に納付されることとなるように適切な制度を整備するよう国土交通大臣に対して意見を表示したことから、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第30条の2の規定に基づき、会計検査院長から、衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣に対して報告するものである。

なお、本報告事項については、会計検査院が今後作成することとなる「平成21年度決算検査報告」において「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記されるものである。

平成22年9月  
会計検査院

# 目 次

1	特例業務の概要	2
(1)	特例業務の経緯	2
ア	日本国有鉄道の分割民営化と長期債務等の処理の枠組み	2
イ	長期債務等の増加とその本格的処理のための新たな枠組みの下での特例業務の開始	2
ウ	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の発足と同機構による特例業務の実施	3
(2)	特例業務勘定の概要	5
(3)	機構の積立金の処理	6
(4)	平成19年度決算検査報告に掲記した概要	7
2	本院の検査結果	7
	(検査の観点、着眼点、対象及び方法)	7
	(検査の結果)	8
(1)	特例業務勘定の財務状況	8
ア	収入及び支出	8
ア	(ア) 収入及び支出の推移	8
イ	(イ) 収入及び支出の今後の傾向	10
イ	損益	11
イ	(ア) 損益の推移	11
イ	(イ) 損益の今後の傾向	13
ウ	資産、負債等	14
ウ	(ア) 資産、負債等の推移	14
ウ	(イ) 資産の内容等	16
(2)	特例業務に係る将来の収入及び支出（本院による試算）	17
ア	将来の支出	18
ア	(ア) 年金費用等	19
ア	a 共済年金追加費用	19
ア	b 恩給負担金	22

c	業務災害補償費	23
(イ)	用地対策費等	23
(ウ)	一般管理費等	24
(エ)	偶発債務	24
(オ)	将来の支出の総額	26
イ	将来の収入	27
(ア)	処分用土地等の売却収入	27
(イ)	処分用株式の売却収入	27
(ウ)	助成勘定長期貸付金等の償還による収入	27
(エ)	投資有価証券の運用収入	28
(オ)	将来の収入の総額	29
ウ	長期収支見込み	29
	(改善を必要とする事態)	32
	(発生原因)	32
3	本院が表示する意見	32

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金につき、国庫納付が可能な資金の額を把握し、将来においても、余裕資金が生じていないか適時に検討することとするとともに、これらの資金が国庫に納付されることとなるように適切な制度を整備するよう国土交通大臣に対して意見を表示したものの

部 局 等	国土交通本省
検査の対象	国土交通本省 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
設置等の根拠法	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号） 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務の概要	日本国有鉄道の職員であった者等に係る年金の給付に要する費用等の支払、及びその支払の資金に充てるために日本国有鉄道等から承継した土地、株式等の資産の処分を行うなどの業務
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における平成21年度末の利益剰余金の額	1兆4534億円
上記のうち余裕資金の額（試算値）	1兆2000億円

【意見を表示したものの全文】

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金について

（平成22年9月24日付け 国土交通大臣あて）

標記について、会計検査院法第36条の規定により、下記のとおり意見を表示する。

記

## 1 特例業務の概要

### (1) 特例業務の経緯

#### ア 日本国有鉄道の分割民営化と長期債務等の処理の枠組み

日本国有鉄道（以下「国鉄」という。）は、昭和62年4月に日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）に基づき、旅客会社6社、貨物会社1社（以下、これらの7会社を合わせて「JR各社」という。）等に分割されて、その際にJR各社等に承継されない資産の処分及び債務等の処理並びに国鉄職員の再就職促進に関する業務等は、日本国有鉄道清算事業団（以下「清算事業団」という。）において行われることとなった。

これにより、清算事業団が、国鉄の長期借入金及び鉄道債券に係る債務等（以下「長期債務」という。）19兆8629億余円の償還と国鉄の職員であった者等に係る共済<sup>(注1)</sup>年金追加費用等の将来費用（以下「年金の給付に要する費用」という。）5兆6622億円、計25兆5251億余円の支払を行うこととなった。

そして、「日本国有鉄道清算事業団の債務の償還等に関する基本方針について」（昭和63年1月26日閣議決定）によって、長期債務の償還及び年金の給付に要する費用の支払に当たっては、清算事業団に帰属した土地及びJR各社の株式を処分するなどしてこれらに充てることとされて、これらの資産処分による充当によってもなお残る債務等については、最終的に国において処理するものとされた。

(注1) 共済年金追加費用 公共企業体職員等共済組合法（昭和31年法律第134号）の施行に伴い、恩給等の各種の旧年金制度は共済年金制度に統合されたが、その際に恩給等の加入期間も共済年金の対象とされたため、国鉄が追加的に負担することとなった年金給付の費用である。

#### イ 長期債務等の増加とその本格的処理のための新たな枠組みの下での特例業務の開始

清算事業団は上記の方針の下に資産の処分及び長期債務の償還等に当たったが、61年末から平成3年ごろまでのいわゆるバブル経済期における地価高騰時に「緊急土地対策要綱」（昭和62年10月16日閣議決定）により土地売却の凍結が行われたこと、4年のいわゆるバブル経済崩壊後の土地、株式市況の低迷等により土地等の資産処分収入が伸び悩んだことなどから、多額の金利負担が生ずるなどして、長期債務及び年金の給付に要する費用の残高は増加して、清算事業団が解散した10年10月には、<sup>(注2)</sup>長期債務24兆1875億余円、年金の給付に要する費用（厚生年金移換金を含む。）4

兆1087億余円、計28兆2963億余円となった。

このような事態に対処するため、「国鉄長期債務及び国有林野累積債務の処理のための具体的方策」（平成9年12月17日財政構造改革会議決定。以下「処理方策」という。）等が策定された上、長期債務の処理の実現を図るべく、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」（平成10年法律第136号。以下「処理法」という。）が制定されて、これにより解散する清算事業団の資産は日本鉄道建設公団（以下「公団」という。）が承継することとするとともに、公団国鉄清算事業本部が年金の給付に要する費用の支払等の業務を特例業務として行うこととなった。

そして、上記の清算事業団解散時の長期債務24兆1875億余円のうち24兆1628億余円については、処理法の施行に伴い、国の一般会計が有利子債務16兆0301億余円を承継して、残りの無利子債務8兆1327億余円の返済は免除された。この一般会計が承継した有利子債務16兆0301億余円と、昭和61年度から平成9年度までの間に一般会計が承継した国鉄等の債務9兆0005億余円に係る清算事業団解散時の残高7兆9864億余円とを合わせた24兆0166億余円については、国が60年で全額現金償還するという、いわゆる60年償還ルールで償還されることとなった。そして、処理方策においては、この一般会計が承継した有利子債務の元本償還のための財源については、一般会計の歳出・歳入両面にわたる努力等のほか、最終的には、年金負担が縮小していくことに伴い確保される財源等により対応することとされた。

そして、清算事業団解散時の長期債務のうち上記の一般会計が承継するなどした債務に係る残高24兆1628億余円を除いた246億余円、及び年金の給付に要する費用4兆1087億余円のうちJ R各社等が負担する分を除く3兆9317億余円については公団が負担することとなった。

(注2) 厚生年金移換金 平成9年4月に鉄道共済年金が厚生年金に統合された際に、厚生年金に対して負担することとなった統合期間（昭和31年7月から平成9年3月まで）に対応する積立金相当額のことであり、日本鉄道共済組合の積立金を充てることとされ、不足分は事業主（清算事業団（現在の機構）、J R各社等）の負担とされた。  
なお、この厚生年金移換金については、その後、18年度までに支払が完了した。

#### ウ 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の発足と同機構による特例業務の実施

その後、公団は、特殊法人改革に伴い15年10月に解散して、旧運輸施設整備事業団と統合して、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」とい

う。)となり、機構は、特例業務について、公団と同様に機構内に国鉄清算事業本部(以下「事業本部」という。20年4月1日以降は、国鉄清算事業管理部等。)を設置して、機構の他の業務と区分して行っている。

特例業務の主な内容は、機構が負担することとされた年金の給付に要する費用の支払を行うこと、及び年金の給付に要する費用等の支払の資金に充てるために土地やJ R各社の株式等の資産処分を行うこと(以下「資産処分業務」という。)であり、このほか、機構は、特例業務の一環として、資産処分業務を効果的に推進するため、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社(以下、これらの4会社を合わせて「J R4社」という。)の経営基盤の強化を図るための無利子貸付等も行っている。

15年10月の機構発足時においては、年金の給付に要する費用の支払に備えるため、<sup>(注3)</sup>共済年金追加費用3兆6767億余円、<sup>(注4)</sup>恩給負担金261億余円、業務災害補償費511億余円及び厚生年金移換金1718億余円、計3兆9258億余円等が引当金等として計上されており、このほかに事業本部の運営のための管理費等が毎年必要になるとされていた。一方、それらの支払のための財源としては、土地(15年10月の時価評価額1424億余円)<sup>(注5)</sup>及びJ R各社の株式(同1兆2632億余円)の売却収入、助成勘定長期貸付金(15年10月の元本残高1兆8864億余円)の元利償還収入等のほか、国の一般会計からの国庫補助金を充てることとなっていた。この国庫補助金は、処理法第26条の規定に基づき、特例業務の確実かつ円滑な実施を図るために交付されるもので、10年度から18年度までの間に累計で5525億円が交付され、当該各年度における業務の実施に要する費用の支払に充てられている。

なお、年金の給付については、9年に日本電信電話公社、日本専売公社及び国鉄の<sup>(注6)</sup>旧3公社の共済年金が厚生年金に統合された後は、日本鉄道共済組合が一部直接支給するものを除き、厚生年金から年金の給付がなされるようになり、日本鉄道共済組合が厚生年金へその費用として共済年金追加費用を納付している。そして、機構は、この日本鉄道共済組合が直接支給している年金や共済年金追加費用の大半を負担している。

(注3) 恩給負担金 公共企業体職員等共済組合法の施行(昭和31年7月)前に退職した国鉄職員のうち官吏に相当する者及びその遺族については、旧年金制度である恩給制度の適用を受けることとされており、これらの者に対して国から支給される恩給の支払に充てるべき金額については国鉄が負担することとされていた。国鉄分割民营化以降は、国鉄の権利義務を承継した清算事業団がこれを負担することとなり、



- 平成10年10月の同事業団解散後は公団が、さらに15年10月の公団解散後は、機構が負担することとなった。
- (注4) 業務災害補償費 国鉄は国と同様に労働者災害補償保険の対象外とされたことから、業務中に災した職員に対しては、国鉄が直接補償を行っていた。これらの国鉄時代に生じた業務災害に係る補償については、恩給負担金と同様に、平成15年10月以降は機構が支払を行うこととなった。
- (注5) 助成勘定長期貸付金 新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成3年法律第45号）第1条及び第2条の規定に基づき、新幹線鉄道保有機構（以下「保有機構」という。）が東日本旅客鉄道株式会社、東海旅客鉄道株式会社及び西日本旅客鉄道株式会社の3社（以下、これらの3社を合わせて「JR本州3社」という。）に対して譲渡した新幹線鉄道施設の譲渡代金約9.2兆円のうち、清算事業団（現在の機構の特例業務勘定）が負担することとされた年金の給付に要する費用に充てるために保有機構（現在の機構の助成勘定）が清算事業団（現在の機構の特例業務勘定）に対して負った約1.9兆円に相当する額
- (注6) 日本鉄道共済組合 昭和23年7月に国鉄共済組合として発足し、62年の国鉄分割民営化に伴って日本鉄道共済組合となった。平成9年4月における鉄道共済年金の厚生年金への統合後は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成8年法律第82号）に基づく存続組合として、厚生年金に統合されなかった昭和31年6月以前の加入期間を基礎とする年金の給付業務を行っている。

## (2) 特例業務勘定の概要

機構は、処理法第27条第1項の規定により、上記の特例業務に係る経理については、他の経理と区分して特例業務勘定を設けて整理している。

そして、共済年金追加費用、恩給負担金、業務災害補償費、土地等及び株式の処分に係る費用等の費用については、処理法第13条の規定等により、土地売却収入、JR各社の株式売却収入、国庫補助金収入、助成勘定長期貸付金に係る元利償還等の収入をその支払財源とすることとしている。

上記の費用のうち、共済年金追加費用については、その将来の給付負担に備えるために共済年金追加費用引当金（以下「年金引当金」という。）を計上していて、これが特例業務勘定の負債のほとんどを占めている。その額は、21年度末についてみると、年金数理上適当と思われる失権率等の基礎率に基づき、支払が74年度まで続くとして、昭和31年から平成21年までの物価上昇率（消費者物価指数。異常値を除く。）の平均値2.4%を用いて22年度から74年度までの名目支払見込総額を算出した上で、これをその支払までの平均期間に応じた直近の国債の利回りを基に計算した割引率1.0%で割り引いて算出している。

同様に、恩給負担金、業務災害補償費等については、将来の給付負担に備えるためにそれぞれ恩給負担金引当金（以下「恩給引当金」という。）、業務災害補償費引当金（以下「業務災害引当金」という。）等の引当金を計上している。

### (3) 機構の積立金の処理

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第44条の規定によれば、毎事業年度、損益計算を行った後に残余がある場合には、積立金として整理して（同条第1項）、積立金の処分については、個別法で定めることとされている（同条第5項）。

なお、独立行政法人会計基準（平成22年3月改訂。独立行政法人会計基準研究会等）によれば、利益剰余金は、通則法第44条第1項の規定に基づく積立金のほか、当期末処分利益等に区分され、損失が発生して積立金を減額整理することなどがなければ、当期末処分利益が翌期の積立金に加算される。

そして、機構の特例業務勘定以外の勘定における積立金の処分については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）第18条の規定により、通則法第29条の規定に基づく中期目標の期間が終了して利益及び損失の処理を行った後に積立金があるときは、その額に相当する金額のうち国土交通大臣の承認を受けた金額を次の中期目標の期間における業務の財源に充てることなどができるとされており、業務の財源に充てるなどしてもなお残余がある場合には国庫に納付しなければならないこととされている。これに基づき、機構は、第1期中期目標の期間（15年10月1日から19年度末まで）の終了後の20年7月に、特例業務勘定以外の勘定における積立金について、第2期中期目標の期間（20年度から24年度まで）における業務の財源に充てるため繰り越した金額を除き、基礎的研究等勘定においては3451万余円を、また、助成勘定においては1191万余円をそれぞれ国庫に納付している。

一方、特例業務勘定に関しては、通則法第44条及び処理法第27条の規定により損益計算後の残余の全額を積立金として整理することとされており、国庫納付の規定はない。これについて、貴省は、現時点の物価上昇率、失権率等の基礎率に基づいて算出される年金引当金は計上されているものの、現役世代がおらず保険料収入が見込めない中で今後50年以上の長期間にわたる年金等の支払額が変動する可能性等を考慮しつつ支払に備える必要があり、ある時点で剰余金が発生したとしても、これを他の用途に充てるべきではないからであると説明している。

機構発足時、特例業務勘定では、負債の額が資産の額を上回っており、欠損金が計上されていたが、その後、資産売却の進展等により利益が生じた結果、資産の額は負債の額を大きく上回るようになった。そして、第1期中期目標の期間の終了時である1

9年度末には1兆3441億余円の利益剰余金が計上されていたが、この全額が積立金として第2期中期目標の期間に繰り越されている。さらに、20、21両年度にも利益が発生したことから、21年度末においては第1期中期目標の期間から繰り越された積立金を含めて計1兆4534億余円の利益剰余金が計上されており、22年度にはこの全額が積立金として整理されることになる。

#### (4) 平成19年度決算検査報告に掲記した概要

本院は、機構の特例業務勘定について、平成19年度決算検査報告に特定検査対象に関する検査状況として「国鉄清算業務に係る財務について」を掲記している。

この中で本院は、特例業務勘定は、今後50年以上の長期にわたり年金等の支払を確実に行的っていくために、処理法の規定により損益計算後の残余の全額を積立金として整理することとされており、国庫納付の規定はないが、国庫の厳しい財政状況、これまで国の一般会計が多額の債務等を負担しているなどの状況及び現在多額の積立金を計上している状況にかんがみれば、年金の支払等を確実に行的っていく上での不確定要素の状況を見極めつつ、長期収支見込みを作成して積立金の適正水準について検討して、仮にその結果残余が見込まれる場合には、当該残余を国庫に納付することが可能となるようにすることが肝要であり、そのため、貴省及び機構において今後、特段の取組が必要とされるとしている。そして、本院としては、特例業務勘定の積立金に関して、貴省及び機構における取組状況について引き続き検査していくこととしている。

## 2 本院の検査結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

上記の平成19年度決算検査報告から約2年が経過して、この間に年金の支払等が進行することなどにより、不確定要素の影響度は当時より小さくなってきている。また、21年度末の特例業務勘定の利益剰余金は19年度末より更に増加して1兆4534億余円となっている一方、国の財政状況は一層厳しさを増しており、一般会計が承継した国鉄等の債務についても、21年度末時点でなお19兆5232億余円の残高が存在している。しかし、21年度末現在、貴省及び機構においては、本院が平成19年度決算検査報告で記述した国庫納付の検討の前提となる長期収支見込みを作成するに至っていない。

そこで、本院は、有効性等の観点から、引き続き、機構の特例業務勘定に国庫に納付することが可能な余裕資金はないかなどに着眼して、貴省及び機構において、同勘定の財務状況等について会計実地検査を実施した。そして、機構においては、今後の収入支

出等の見込み、特に物価変動等による共済年金追加費用の増大や偶発債務の発生等により今後の支払が増大する可能性等について、また、貴省においては、積立金の処分等に対する考え方等について、見解を徴したり、関係資料の提出を受けたりするなどして検査した。

(検査の結果)

検査したところ、特例業務勘定の財務状況については下記(1)のとおりとなっており、また、今後の傾向の予想を踏まえて特例業務に係る将来の収入及び支出についてその見込み及び物価変動等による影響の程度等を本院において検討した結果については下記(2)のとおりとなった。

(1) 特例業務勘定の財務状況

ア 収入及び支出

(ア) 収入及び支出の推移

15年度（機構が発足した15年10月1日から16年3月31日まで。以下同じ。）から21年度までの6年6か月間の特例業務勘定の収入及び支出の推移は表1及び図1のとおりであり、収入については土地等と株式の売却収入が過半を占めているほか、助成勘定長期貸付金の元利償還金である「助成勘定より受入」が毎年度1600億円程度計上されている。また、支出の大部分は「共済年金追加費用」である。そして、15年度から21年度までの収入及び支出それぞれの合計額は2兆9318億余円及び1兆7726億余円で、収入が支出を1兆1591億余円上回っている。

表1 特例業務勘定の収入及び支出の推移  
 <収入>

(単位：億円)

科目 \ 年度	平成 15	16	17	18	19	20	21	合計
国庫補助金受入	650	650	650	325	-	-	-	2,275
特例業務収入	2,754	668	5,282	3,679	3,330	11	8	15,734
うち土地等売却収入	146	668	512	389	3,330	11	8	5,067
うち株式売却収入	2,607	-	4,770	3,289	-	-	-	10,666
助成勘定より受入	676	1,419	1,633	1,674	1,673	1,671	1,660	10,409
その他	44	78	73	84	139	173	306	899
うち利息収入	0	13	26	43	133	163	167	548
計	4,124	2,815	7,639	5,763	5,143	1,855	1,975	29,318

<支出>

科目 \ 年度	平成 15	16	17	18	19	20	21	合計
業務経費	1,467	2,823	2,835	3,955	2,337	2,083	2,016	17,519
うち共済年金追加費用	1,295	2,509	2,388	2,260	2,115	1,856	1,725	14,151
うち恩給負担金	36	31	28	23	20	17	15	172
うち業務災害補償費	27	54	53	58	64	64	78	401
うち用地対策費	64	81	137	118	132	139	196	870
うち株式対策費	43	0	49	0	0	0	0	94
一般管理費	16	32	28	27	23	25	20	173
その他	3	9	4	3	4	4	3	33
計	1,486	2,865	2,868	3,986	2,365	2,112	2,041	17,726

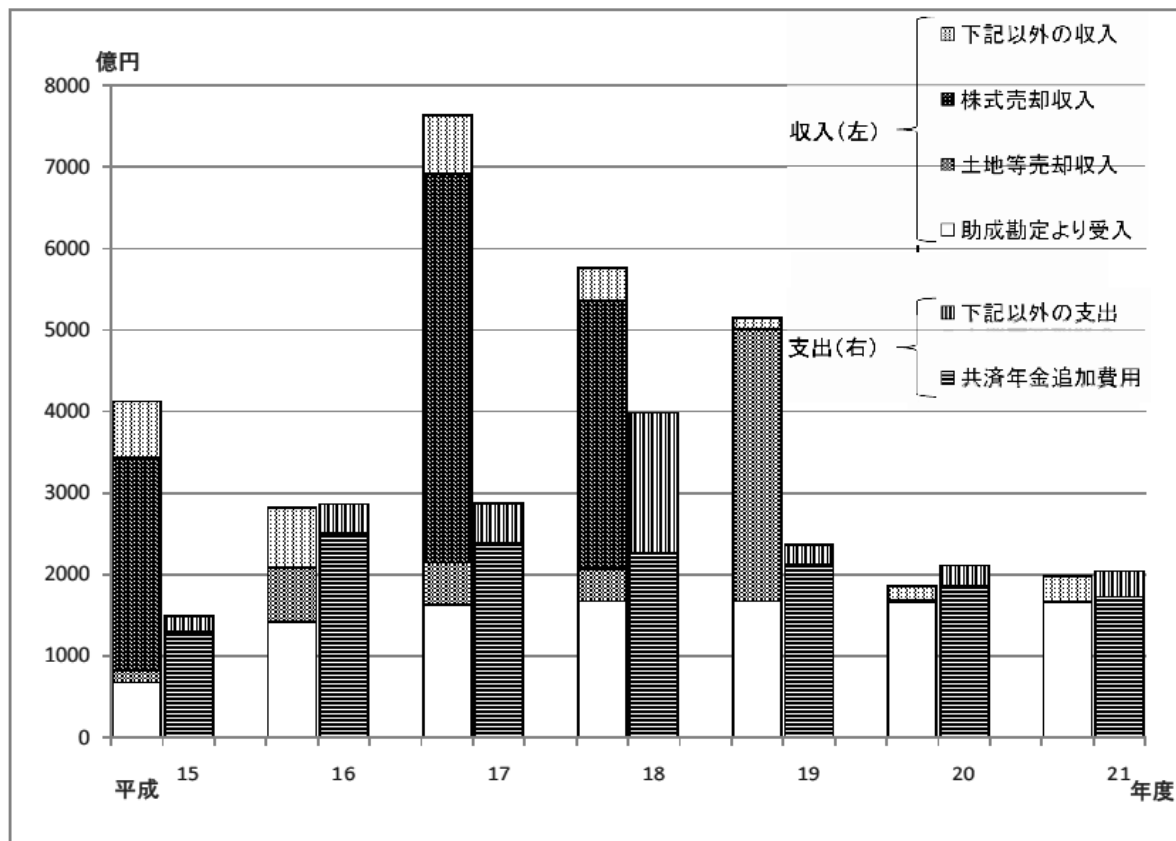
収支差	2,637	△49	4,770	1,776	2,778	△256	△65	11,591
-----	-------	-----	-------	-------	-------	------	-----	--------

注(1) 利息収入は、投資有価証券の運用収入等である。

注(2) 平成18年度の業務経費には、厚生年金移換金負担金の残額の一括償還に係る13

39億円が含まれる。  
 注(3) 各項目において端数整理のため、集計しても計が一致しないことがある。(以下の表においても同様。)

図1 特例業務勘定の収入及び支出の推移



(注) 本図における収入及び支出の区分は、表1の科目のうち主要なもののみを示しており、また、比較の便宜のために科目の順序を変更している。

(イ) 収入及び支出の今後の傾向

17年度から19年度までは、土地等と株式の売却収入が大きかったため大幅な収入超過となったが、20、21両年度は、資産売却が少なかったため、それぞれ256億余円及び65億余円の支出超過となっている。そして、既に資産処分がかなり進展していることなどから、今後は、助成勘定長期貸付金の元利償還金を主な収入として、共済年金追加費用、用地対策費等の業務経費や一般管理費の支出を賄っていくことになるが、22、23両年度には、共済年金追加費用について、見込まれていた年金制度の変更がなされなかったため20、21両年度の支払が結果的に過小となった分の精算が予定されていることなどもあって共済年金追加費用の額が助成勘定長期貸付金の元利償還金の額を上回ること、土地処分のための基盤整備工事に係る用地対策費の大規模な支出が予定されていることなどのため、支出超過に

なると見込まれる。しかし、23年度に共済年金追加費用についての上記の精算が行われた後は、基本的には助成勘定長期貸付金の元利償還金の額が共済年金追加費用の額を上回るようになること、土地処分の進行に伴い基盤整備工事は減少することなどのため、収入超過の傾向に転ずると見込まれる。

## イ 損益

### (ア) 損益の推移

15年度から21年度までの6年6か月間における特例業務勘定の損益の推移は表2及び図2のとおりであり、表1及び図1の収入及び支出との大きな差異は、資産処分に係る原価が「資産処分業務費」として費用に計上されていること、共済年金追加費用の支払が計上されておらず、共済年金追加費用引当金戻入益が経常収益及び臨時利益に計上されるなどしていることである。そして、収益及び費用それぞれの合計額は3兆4186億余円及び1兆6437億余円で、収益が費用を上回り、その結果、当期純利益の合計額は1兆7749億余円となっている。

なお、16年度には、公的年金制度改正によって将来の年金給付額の伸び率を抑制するマクロ経済スライドが導入された結果、将来の年金追加費用の支払見込総額が大幅に減少したことに伴い年金引当金も大幅に減少したことにより、同引当金の戻入が発生して、臨時利益3317億余円が計上されている。

(注7) マクロ経済スライド 厚生年金等の保険料水準による負担の範囲内で年金財政が安定する見通しが立つまでの間（調整期間）においては、公的年金被保険者数の減少率と平均寿命の伸び率を勘案した率（スライド調整率）を乗じて年金給付水準を調整する仕組み。

表2 特例業務勘定の損益の推移  
 <収益の部>

(単位：億円)

科目	年度							
	平成15	16	17	18	19	20	21	合計
経常収益	4,048	4,164	8,228	6,033	5,552	1,294	1,409	30,730
うち処分用資産売却収入	2,754	726	5,651	3,679	3,330	11	8	16,162
うち補助金等収益	650	650	650	325	-	-	-	2,275
うち共済年金追加費用引当金戻入益	-	1,514	670	808	812	-	169	3,976
うち財務収益	637	1,240	1,222	1,210	1,262	1,250	1,215	8,039
臨時利益	11	3,317	-	-	-	-	126	3,456
計	4,060	7,482	8,228	6,033	5,552	1,294	1,535	34,186

<費用の部>

科目	年度							
	平成15	16	17	18	19	20	21	合計
経常費用	3,264	1,064	6,546	3,266	531	1,179	361	16,214
うち資産処分業務費	2,944	424	6,068	2,819	99	23	23	12,403
うち共済関係業務費	282	579	419	394	401	1,129	308	3,515
うち一般管理費	21	38	36	34	30	26	29	217
臨時損失	0	0	25	-	0	5	190	222
計	3,264	1,065	6,571	3,266	531	1,185	552	16,437

当期純利益	795	6,416	1,656	2,766	5,021	109	983	17,749
-------	-----	-------	-------	-------	-------	-----	-----	--------

注(1) 収入支出ベースでは表1のとおり毎年度の共済年金追加費用の支払額が支出として計上されているが、引当ての範囲内であるため損益計算書には費用として計上されていない。本表における共済関係業務費は、年金引当金に係る利息費用（期首（前期末）に割引計算により計算された共済年金追加費用等の債務について、期末までの時の経過により発生する計算上の利息）、共済年金追加費用引当金の追加繰入れが生じた場合の費用等である。

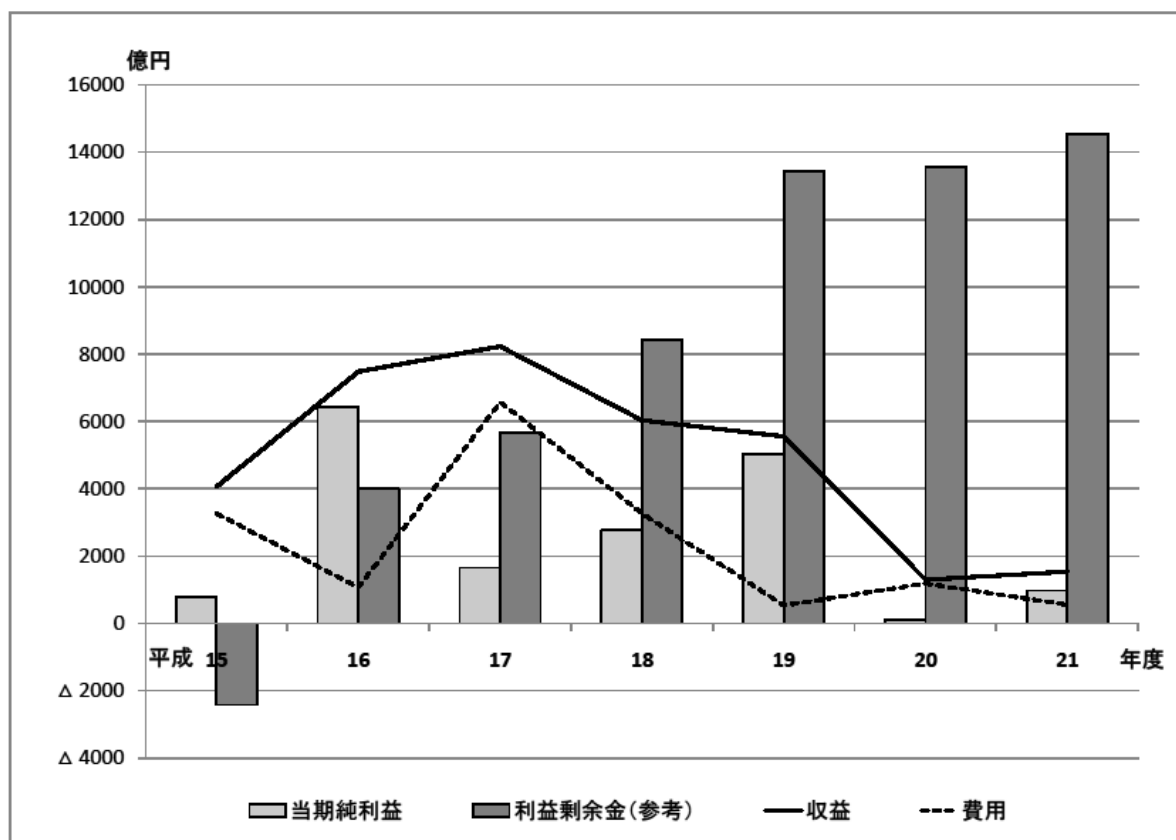
注(2) 共済年金追加費用引当金戻入益は、年金引当金算出時に使用した物価上昇等による年金給付額の改定に係るスライド率より実際の率が低かったことや、年金引当金算出時に適用するスライド率を引き下げたことなどによる戻入益である。

注(3) 財務収益は、助成勘定長期貸付金に係る利息、投資有価証券に係る利息等である。

注(4) 平成19年度の処分用資産売却収入が資産処分業務費に比べて大きくなっているのは、同年度に売却した処分用資産（梅田駅（北）の土地等）の原価（簿価）が小さかったことなどによる。



図2 特例業務勘定の損益の推移



(イ) 損益の今後の傾向

20年度の損益は、処分用資産売却収入が大きく減少したこと、年金受給者に係る基礎率の見直し等により共済年金追加費用引当金繰入788億余円が生じて共済関係業務費が多額となったことなどから、当期純利益が19年度までに比べて小さくなっているものの、引き続き利益を計上している。そして、21年度は、処分用資産売却収入は20年度と同様に小さくなっているが、共済年金追加費用引当金戻入益169億余円が生じ、また、共済関係業務費が19年度以前と同様の水準にとどまったことなどから、20年度より大きい983億余円の当期純利益を計上している。

既に資産処分がかなり進展していることなどから、今後は、助成勘定長期貸付金に係る利息収入を主とする財務収益を主たる収益として、共済関係業務費その他の費用を賅っていくことになるが、20年度には、処分用資産売却収入の減少に加えて、年金引当金に係る基礎率の見直し等により多額の費用が発生したにもかかわらず、財務収益が費用を上回って当期純利益が生じており、21年度には、基礎率の見直し等が行われなかったことから、20年度を上回る当期純利益が生じて

いる。このように、共済関係業務費の更に著しい増加や多額の臨時損失の発生等がなければ、今後も、当期純利益が生ずる傾向が続くことが見込まれる。

#### ウ 資産、負債等

##### (ア) 資産、負債等の推移

15年度末から21年度末までの特例業務勘定の資産、負債等の推移は表3及び図3のとおりであり、資産は15年度末の3兆6793億余円から21年度末の3兆3810億余円へ2983億余円減少したが、負債も共済年金追加費用の支払が進んだことなどにより3兆8929億余円から1兆9275億余円へと1兆9654億余円減少している。そして、15年度末には2419億余円の繰越欠損金を計上していたが、表2のとおり、16年度から21年度までの当期純利益の合計額が1兆6953億余円となったことから、繰越欠損金を解消して利益剰余金が大幅に増加しており、利益剰余金の額は前記のとおり21年度末現在1兆4534億余円となっている。

表3 特例業務勘定の資産、負債等の推移  
 <資産の部>

(単位：億円)

科目	年度末						
	平成15	16	17	18	19	20	21
流動資産	16,694	14,247	12,242	4,247	5,377	5,502	5,563
うち現金及び預金	5,200	1,994	2,466	1,207	1,325	1,217	1,175
うち有価証券	-	1,191	4,115	766	1,782	1,930	1,881
うち処分用資産	11,484	11,054	5,649	2,255	2,216	2,315	2,466
固定資産	20,098	21,833	22,749	28,892	29,656	28,813	28,246
うち投資有価証券	303	2,268	3,647	10,323	11,662	11,416	11,479
うち助成勘定長期貸付金	18,787	18,557	18,094	17,561	16,993	16,392	15,762
計	36,793	36,081	34,991	33,140	35,033	34,316	33,810

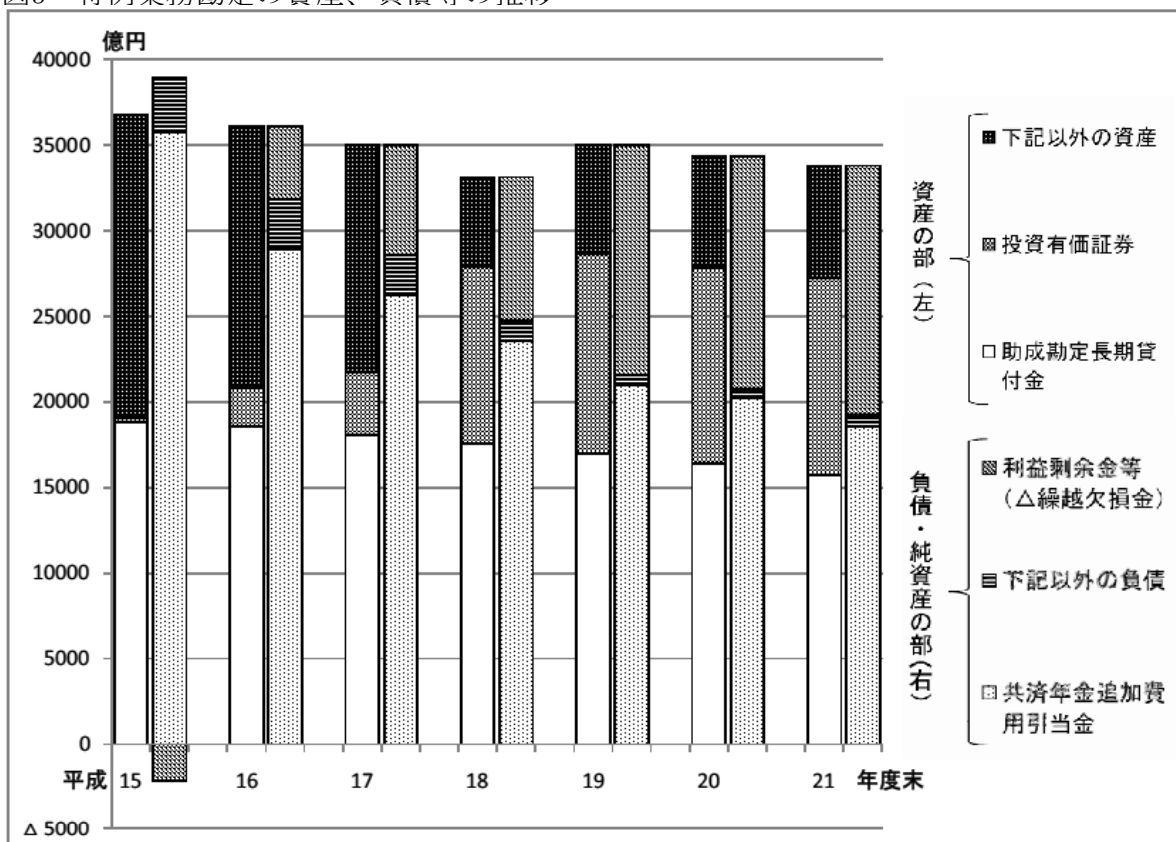
<負債・純資産の部>

科目	年度末						
	平成15	16	17	18	19	20	21
流動負債	136	591	241	369	63	86	282
固定負債	38,793	31,279	28,334	24,351	21,528	20,678	18,993
うち共済年金追加費用引当金	35,748	28,941	26,287	23,560	20,961	20,208	18,555
うち恩給負担金引当金	230	200	170	155	128	107	84
うち業務災害補償費引当金	485	465	409	395	397	348	332
(負債合計)	38,929	31,871	28,576	24,720	21,592	20,765	19,275
利益剰余金 (△繰越欠損金)	△2,419	3,997	5,653	8,420	13,441	13,551	14,534
うち積立金	-	-	3,997	5,653	8,420	13,441	13,551
うち当期末処分利益 (△当期末処理損失)	△2,419	3,997	1,656	2,766	5,021	109	983
その他有価証券評価差額金	283	212	760	-	-	-	-
(純資産合計)	△2,135	4,210	6,414	8,420	13,441	13,551	14,534
計	36,793	36,081	34,991	33,140	35,033	34,316	33,810

注(1) 独立行政法人会計基準の改定以前の平成18年度末までは、<負債・純資産の部

>は<負債・資本の部>、(純資産合計)は(資本合計)である。  
 注(2) 平成20年度末以降の積立金には前中期目標期間繰越積立金を含む。

図3 特例業務勘定の資産、負債等の推移



(注) 本図における資産及び負債等の区分は、表3の科目のうち主要なもののみを示しており、また、比較の便宜のために科目の順序を変更している。

(イ) 資産の内容等

21年度末現在、特例業務勘定の資産の約8割は、助成勘定長期貸付金1兆5762億余円と投資有価証券1兆1479億余円である。このうち、助成勘定長期貸付金は63年度上期まで半年賦による償還が続くものであり、その残高は、償還に伴い減少していき、機構の第2期中期計画の最終年度である24年度末においては1兆3583億余円となる。また、投資有価証券は、機構が保有する資産を運用しているものであり、21年度末現在、その約6割は国債で、残りは地方債等で運用されていて、その平均運用利回りは1.43% (21年度。1年以内に満期が到来するため流動資産に計上されている有価証券も含めての平均運用利回り) となっている。

処分用資産についてみると、表3のとおり、15年度末の1兆1484億余円から21年度末の2466億余円へ減少していて、資産処分が進んでいる状況である。この21年度末の処分用資産の大半は処分用有価証券1958億余円であり、JR4社の株式であ

る。また、処分用土地及び土地に附帯する構築物である処分用その他資産は508億余円であり、この処分用土地については、国鉄等から承継した時点で約9,238haであったものが、機構発足時には約303ha、21年度末では約90ha（国鉄等からの承継時の1%未満）と処分が進展しており、機構は、25年度までに処分がほぼ終了する見通しであるとしている。

(2) 特例業務に係る将来の収入及び支出（本院による試算）

前記のとおり、特例業務勘定には、21年度末において1兆4534億余円の利益剰余金が計上されており、一方、利益剰余金及び年金引当金等の負債に見合いの資産として、現金及び預金1175億余円、有価証券1881億余円、処分用資産2466億余円、投資有価証券1兆1479億余円、助成勘定長期貸付金1兆5762億余円等が計上されている。

特例業務に係る支出には、表1のとおり、共済年金追加費用、恩給負担金、業務災害補償費、用地対策費、株式対策費等がある。このうち、将来発生すると見込まれる共済年金追加費用、恩給負担金、業務災害補償費（以下、これらを合わせて「年金費用等」という。）等については、機構は、前記のとおり、年金引当金等の引当金を計上し、その支払に備えている。しかし、これらのほかにも、一般管理費や人件費等の支出が毎年度発生するほか、将来発生する金額を合理的に見積もることができないとして<sup>(注8)</sup>引当金が計上されていない偶発債務に係る支出や、引当金が計上されている共済年金追加費用等について、年金受給者の余命が伸びたり物価が想定を超えて上昇したりすることなどにより引当ての範囲を超える支出が発生する可能性がある。

そして、これらの支出の財源となる収入としては、前記のとおり、土地等と株式の売却収入、助成勘定長期貸付金の元利償還金等があり、これらの収入で支出を賄えない場合には、前記の資産を取り崩すなどして対応することになる。

そこで、貴省及び機構は、これらの将来の支出の発生又は増大のリスクに備えるため、利益剰余金を積み立てた積立金を処分することなく保有し続ける必要があるとしている。

しかし、特例業務を確実かつ円滑に実施し終了させるためには、年金の支払が終了するとされる74年度までの各年度における収入及び支出の状況を検討した上で、資金不足が生じないようにするのに必要な最小限の積立金を保有すれば十分であり、これを超える余裕資金を保有することが見込まれる場合には、これまで国の一般会計が長期債務の処理等のために多額の負担をしていることなどの状況等にかんがみ、これを

国庫に納付することを可能にして、資金の有効活用を図ることが必要であると認められる。

そこで、本院は、これらの将来の支出及びその財源となる収入について、その見込み及び物価変動等による影響の程度等の検討を行った。

物価変動による影響について、前記のとおり、機構は、昭和31年から平成21年までの54年間の異常値を除いた平均値である年2.4%を年金引当金の算出において用いている。また、同期間の異常値を含めた単純平均値は年3.4%となっている。一方、日本銀行等によれば、当面、大きな物価上昇は想定されておらず、むしろ、過去の平均値を下回るとの見方が多くなっている。<sup>(注9)</sup>

そこで、以下の検討においては、前記のとおり、特例業務における年金費用等の支払について現役世代がおらず保険料収入が見込めない中で確実かつ円滑に実施していく必要があることから、物価上昇のリスクも十分に考慮して、基準とする物価上昇率を、機構が年金引当金の算出に使用している過去の平均値である年2.4%<sup>(注10)</sup>（この場合の10年間の物価上昇率の累計は26.8%、50年間では227.3%）とした。なお、物価変動による影響の程度を検証するため、物価上昇率平均年2.4%を上下それぞれ1ポイントずつ増減させた平均年3.4%（異常値を含めた過去の平均値と一致する。10年間の物価上昇率の累計は39.7%、50年間では432.1%。）及び1.4%（10年間の物価上昇率の累計は14.9%、50年間では100.4%）の場合についても試算することとした。

(注8) 独立行政法人会計基準第17の1によれば「将来の支出の増加又は将来の収入の減少であって、その発生が当期以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる場合には、当該金額を引当金として流動負債又は固定負債に計上するとともに、当期の負担に帰すべき金額を費用に計上する」こととされており、偶発債務については金額を合理的に見積もることが困難であるとして、引当金は計上されていない。

(注9) 日本銀行は、「中長期的な物価安定の理解」として、「消費者物価指数の前年比で2%以下のプラスの領域にあり、委員の大勢は1%程度を中心と考えている」としている（「中長期的な物価安定の理解」の明確化）（平成21年12月18日）。また、内閣府は、「経済財政の中長期方針と10年展望比較試算」（平成21年1月16日経済財政諮問会議提出）において、「世界経済底ばい継続」、「2010年世界経済順調回復」及び「2010年世界経済急回復」の3シナリオについて試算を行っており、例えば、平成30年度の物価上昇率（消費者物価指数）は1.3%から2.8%になるものと試算されている。さらに、民間調査機関による今後10年程度の物価上昇率の予測もいくつか見受けられ、最大でも平均年1%を若干上回る程度となっている。

(注10) ただし、22年度の物価上昇率については、「平成22年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成22年1月22日閣議決定）において22年度の物価上昇率（見通し）がマイナス0.8%とされていることなども踏まえ、0.0%とした。物価上昇率を平均年3.4%又は1.4%として試算した場合も同じ。

#### ア 将来の支出

(7) 年金費用等

a 共済年金追加費用

21年度末における年金引当金の額は1兆8555億余円である。

この年金引当金は、将来の年金給付額について、次のとおり推計を行うことにより算出されている。

- ① 年金受給者の共済組合加入期間等の情報及び過去の実績に基づく失権率等の基礎率等に基づき、個人ごとに将来の各年度の共済年金追加費用の名目支払見込額を算出する。

その際、物価上昇等による年金給付額の改定に係るスライド率を過去の物価上昇率の平均値に基づき平均年2.4%と仮定する。ただし、このスライド率<sup>(注11)</sup>については、物価スライド特例措置及びマクロ経済スライドによる調整が行われるものとして、22、23両年度は0.0%、24年度から35年度までは1.5%とする（以下、マクロ経済スライド等による調整を行う前のスライド率を「基準スライド率」という。）。

- ② ①で算出した額を合計して名目支払見込総額を求めた上で、その支払までの平均期間を算出し、当該平均期間に応じて直近の国債の利回りを基に計算した割引率1.0%で、将来の各年度の名目支払見込額を割り引いて現在価値を算出し、これに相当する金額を年金引当金とする。

(注11) 物価スライド特例措置 12年度から14年度までの物価上昇率は合計マイナス1.7%であったが、これをスライドせずに年金額を据え置く物価スライド特例措置が執られた。このため、現在の年金額は本来水準よりも高い特例水準の年金額となっており、物価上昇等によりこの特例水準が解消されるまでは、プラスの年金改定はなされず、したがってマクロ経済スライドによる調整も行われなかったこととなっている。

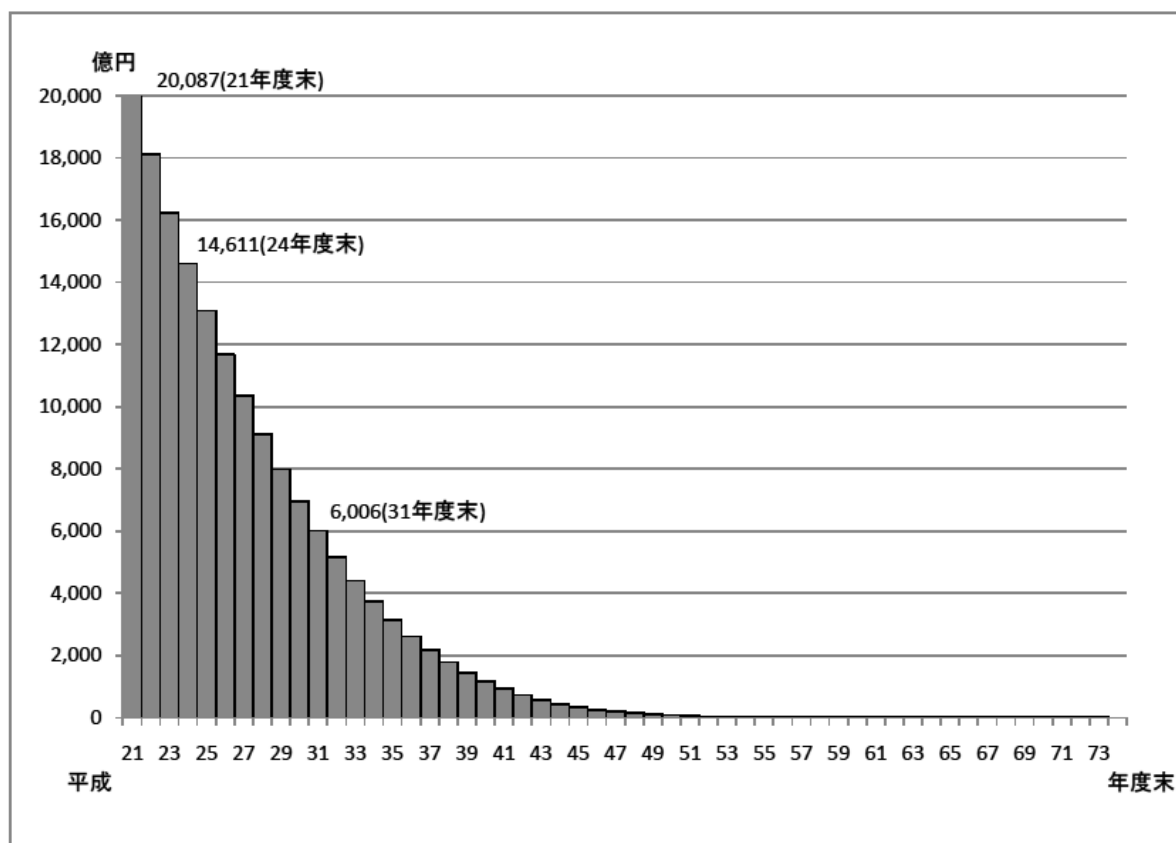
上記の計算による共済年金追加費用の22年度から74年度までの名目支払見込総額は約2兆0087億円である。

機構が負担している共済年金追加費用は、基本的に昭和31年6月以前に国鉄職員として年金加入期間を有している職員本人又はその遺族（配偶者及び一定の障害を有する子等）に係るものであり、これに該当する職員本人はすべて既に年金受給年齢に達していることから、今後は、職員本人が死亡して遺族が受給権者となることにより受給者が変わることはあるものの、実質的に新たに支給対象となる者が発生することはほとんどなく、受給者の死亡等による失権によ

り共済年金追加費用の支払額は逡減していくことになる。

このため、上記の名目支払見込総額は、毎年の年金支払に伴って減少し、現在の想定においては、機構の第2期中期目標の期間の最終年度である平成24年度の年度末における名目支払見込総額は図4のとおり約1兆4611億円となり、これを1.0%で割り引いた年金引当金は約1兆3183億円となることから、21年度末の年金引当金1兆8555億余円の7割程度まで減少すると見込まれている。また、10年後となる31年度末における名目支払見込総額は約6006億円となり、これを割り引いた年金引当金は約5130億円となることから21年度末の3割程度まで減少すると見込まれている。

図4 共済年金追加費用の名目支払見込総額の推移（機構による計算を基に本院作成）



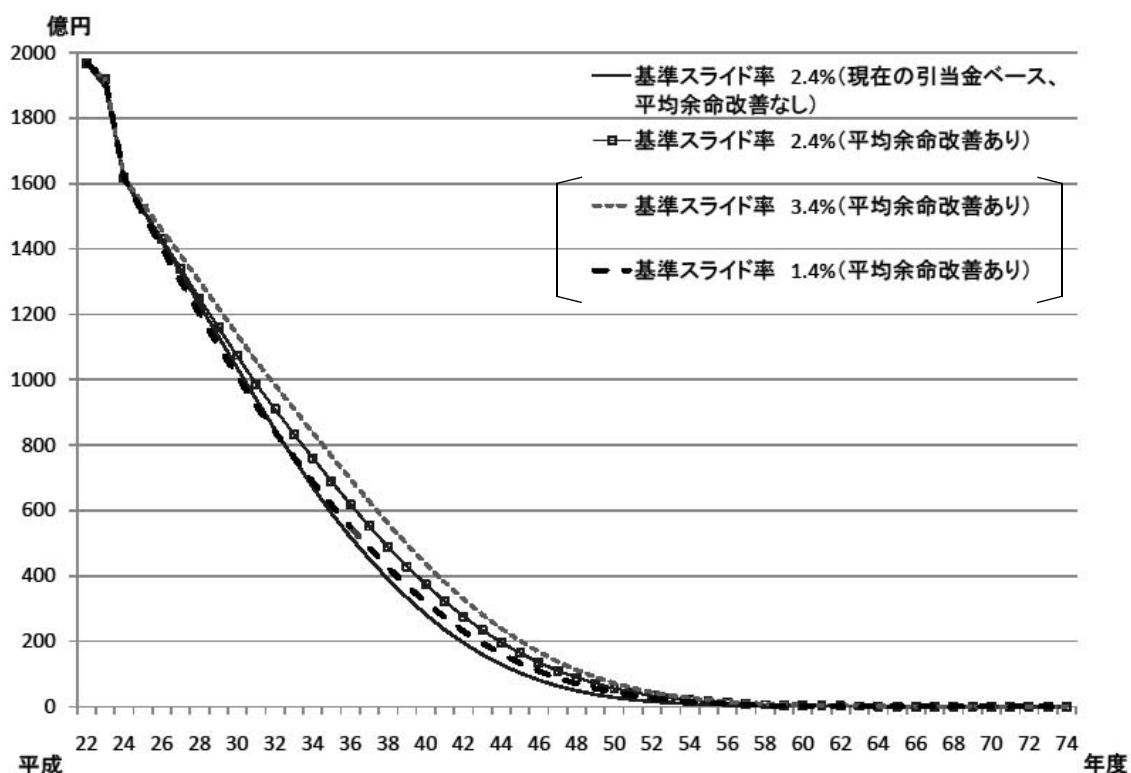
前記のように、特例業務勘定に計上されている年金引当金の額は、物価の上昇等を見込み、年金数理上適当と思われる基礎率等に基づき算出されているものであるが、年金受給者の余命が過去の実績に比べて伸びた場合等には、上記の引当ての範囲を超える支出が発生する可能性がある。

そこで、21年度末における年金引当金の算出に用いられているデータを基に、平均余命の一定の伸びを見込んだ上で、物価変動の影響の程度について、基準



スライド率2.4%を基本として、更に参考として上下にそれぞれ1ポイントずつ増減させた場合についても試算し、現在算定されている年金引当金における想定と比較すると、それぞれのケースの将来の各年度における共済年金追加費用の名目支払見込額の推移は図5のとおりとなる。

図5 共済年金追加費用の名目支払見込額の推移（本院による試算）



注(1) 平成22年度のスライド率は0.0%と設定している。また、「平成22年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成22年1月22日閣議決定）における22年度の物価上昇率（見通し）がマイナス0.8%とされていることなどを踏まえ、23年度のスライド率についても0.0%と設定している。

注(2) 物価スライド特例措置によるスライド率の調整については、平成22年度における本来水準と特例水準の間の差がマイナス2.2%であることを踏まえて調整を行っている。マクロ経済スライドによるスライド率の調整については、厚生労働省の「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し」（平成21年2月）における基本ケースに基づき、24年度から31年度までの間、マイナス0.9%からマイナス1.4%までの調整率による調整を行っている。

注(3) 平均余命については、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」（平成18年12月）における将来生命表のうち死亡低位仮定のを踏まえ、現在の想定に対して、例えば、男性の場合、平成21年度において本制度に基づく年金受給者数が最も多い昭和3年生まれの者（平成20年度末現在の年齢80歳）については、現在8.7年とされている平均余命が、67年には11.7年になるなどと仮定している。

現在計上されている年金引当金の算出においては、前記のとおり、物価上昇による基準スライド率を2.4%と想定するなどして、共済年金追加費用の名目支

払見込総額は約2兆0087億円とされている。これに対して、平均余命の伸びを見込むなどして試算した場合は、共済年金追加費用の名目支払見込総額は約2兆1763億円となり、計算上、約1675億円増大することになる。

なお、平均余命の伸びを見込んだ上で、物価が想定を更に毎年1ポイント上回って上昇するとして基準スライド率を3.4%とした場合は共済年金追加費用の名目支払見込総額は約2兆3175億円、逆に物価が想定を毎年1ポイント下回って上昇するとして基準スライド率を1.4%とした場合は約2兆0508億円となり、それぞれ、現在の想定に対して約3087億円及び約420億円増大することになる。

b 恩給負担金

21年度末における恩給引当金の額は84億余円である。

これは、総務省から示された恩給負担金の額及び失権率等に基づき、支払が73年度まで続くとして、過去10年間の恩給の改定率の平均値である0.1%を用いて、将来の各年度における恩給負担金の名目支払見込額を推計し、これを同省から示された割引率3.2%で割り引いて現在価値を算出したものである。

一方、今後の恩給額の改定については、19年の恩給法（大正12年法律第48号）の改正により、同年10月以降は、過去の据置分を調整後、国民年金の改定率により自動的に改定されることとなっている。そして、共済年金追加費用の国民年金部分は国民年金のスライド率により改定されることから、将来の実際の恩給額は、過去の据置分を調整した上で、このスライド率により改定されることになる。

そこで、21年度末の恩給引当金の算出に用いられているデータを基に、平均余命の一定の伸びを見込んだ上で、物価変動による影響について、前記 a の共済年金追加費用のスライド率に準じて試算すると、現在計上されている恩給引当金の算出において恩給負担金の名目支払見込総額は約101億円とされているのに対して、基準スライド率2.4%を用いるなどして試算した場合は約111億円となり、約9億円増大することになる。

なお、平均余命の伸びを見込んだ上で、基準スライド率を3.4%とした場合は約117億円、1.4%とした場合は約107億円となり、それぞれ、現在の想定に対して約15億円及び約5億円増大することになる。

c 業務災害補償費

21年度末における業務災害引当金の額は332億余円である。

これは、業務災害補償（偶発債務とされている石綿健康被害補償を除く。以下同じ。）の受給額、受給者の実績により算定した失権率等に基づき、支払が54年度まで続くとして、恩給の改定率に準じた改善率0.1%を用いて、将来の各年度における業務災害補償費の名目支払見込額を推計し、年金引当金の場合と同様に、支払までの平均期間に応じて計算した割引率0.7%で割り引いて、現在価値を算出したものである。

そこで、21年度末の業務災害引当金の算出に用いられているデータを基に、平均余命の一定の伸びを見込んだ上で、物価変動による影響について、前記 a の共済年金追加費用のスライド率に準じて試算すると、現在計上されている業務災害引当金の算出において業務災害補償費の名目支払見込総額は約347億円とされているのに対して、基準スライド率2.4%を用いるなどして試算した場合は約381億円となり、約34億円増大することになる。

なお、平均余命の伸びを見込んだ上で、基準スライド率を3.4%とした場合は約400億円、1.4%とした場合は約368億円となり、それぞれ、現在の想定に対して約53億円及び約21億円増大することになる。

(i) 用地対策費等

特例業務のうち資産処分業務には、株式の処分と土地等の処分がある。このうち株式の処分については、JR本州3社の株式の処分は完了しており、今後JR4社の株式を処分していくこととなるが、昨今の経済情勢の影響等もあり、JR4社の経営状況は厳しく、当面、株式の処分のめどは立っていない。また、土地の処分については、前記のとおり、25年度までにほぼ終了することが見込まれている。

したがって、資産処分業務の業務量は、今後、土地処分の終了等に伴い減少すると見込まれることから、用地対策費（土壌汚染処理費及びPCB廃棄物処理費を除く。以下同じ。）及び株式対策費（以下、これらを合わせて「用地対策費等」という。）についても減少することが見込まれる。

用地対策費には、土地等の売却に資するため鉄道施設の撤去、移設等を行い更地化するなどの基盤整備工事の実施に係る基盤整備工事費と業務諸費等があり、土地の処分がほぼ終了するとされている25年度より後の年度には原則として発生

しなくなることが見込まれる。

また、株式対策費については、17年度には株式の売却に係る多額の手数料を支出しているが、株式の売却のない年度についてはほとんど支出を要していない。

したがって、用地対策費のうち、基盤整備工事費については、工事計画どおりに支出がなされ、業務諸費等の支出については、21年度の支出額と同規模の支出が25年度まで継続すると仮定し、また、株式対策費については、21年度の支出額と同規模の支出が年金の支払が完了するとされる74年度まで継続すると仮定した上で、物価上昇率を平均年2.4%として試算すると、22年度以降の用地対策費等の名目支出見込総額は約716億円となる。

〔 なお、物価上昇率を平均年3.4%とした場合は約726億円、1.4%とした場合は約708億円となる。 〕

(ウ) 一般管理費等

特例業務勘定では、特例業務に係る一般管理費及び人件費（以下、これらを合わせて「一般管理費等」という。）を支出している。

一般管理費等は、特例業務に従事する職員の減少、業務の効率化等により減少傾向にあり、今後も特例業務の業務量は土地処分の終了等に伴い漸減していくと見込まれることから、一般管理費等についても漸減していくことが見込まれる。

したがって、一般管理費等については、21年度の支出額を基に、機構の現在の中期計画に沿って、土地の処分がほぼ終了するとされている25年度までは一般管理費については年3%、人件費については年1%ずつ逡減すると仮定し、また、26年度以降は、土地処分の終了を踏まえ、土地等処分業務に係る一般管理費等相当額を減じて、残る一般管理費等が74年度まで漸減していくと仮定した上で、物価上昇率を平均年2.4%として試算すると、22年度以降の一般管理費等の名目支出見込総額は約438億円となる。

〔 なお、物価上昇率を平均年3.4%とした場合は約531億円、1.4%とした場合は約368億円となる。 〕

(エ) 偶発債務

機構は、J R各社等が承継しなかった国鉄の一切の権利義務を承継していることから、上記の支出のほかにも、国鉄時代に起因して、表4のような様々な事柄に係る支出が発生する可能性があるとしている。これらは、基本的には、将来発生

する可能性が高いが、その金額を合理的に見積もることができないとして、引当金の計上の対象とならない偶発債務としている。

表4 偶発債務の一覧

① JR不採用問題に係る解決金	国鉄職員であった者のうち、国鉄民営化に伴い、日本国有鉄道清算事業団法（昭和61年法律第90号）附則第2条の規定により清算事業団の職員となり、平成2年4月1日付けで同事業団から解雇された者から機構に対して雇用関係存在確認等請求訴訟が提起されるなどしていた問題に係る解決金
② 石綿健康被害補償費	国鉄職員であった者に係る石綿（アスベスト）ばく露に起因する業務災害について、機構が支払う一時金や年金等の補償費
③ 土壌汚染処理費	国鉄から承継した処分用土地について、土壌汚染があった場合に機構が負担する処理費
④ PCB廃棄物処理費	国鉄から承継したPCB廃棄物について、機構が処分を実施することに係る処理費
⑤ その他の偶発債務	不用トンネル管理費、旧国鉄志免炭鉱害補償費、訴訟賠償費等

なお、表4の①については、機構は、従来、偶発債務としていたが、22年5月に貴職から解決案を承諾した原告等との間で和解を行うよう指示があったことを受け、21年度決算において170億余円を引当金として計上している。そして、その後、22年6月に原告等の大多数との間で和解が成立して、機構は和解金等170億余円を支払い、和解に応じた原告は訴訟を取り下げている。また、④についても、機構は、従来、偶発債務としていたが、その一部について、21年度決算において20億余円を引当金として計上している。

このように、従来、偶発債務とされていたものの一部については引当金が計上されることになったものの、依然、偶発債務として今後支出が発生する可能性があるものは多く残っており、これらについて将来発生する支出を見積もることは困難ではあるが、②については、国鉄職員であった者に係る過去の石綿関連業務災害の認定や補償費の支払の実績を基にした上で、今後、対象者が大幅に増加する可能性を考慮し、③については、各土地の履歴（工場、機関区、検修庫等）や汚染調査の結果を踏まえるなどして、汚染の可能性を検討し、④については、現在処理業務を実施している団体の処理単価を参考にし、⑤のうち不用トンネル管理費等については、過去の支払実績を基にし、訴訟賠償費については、仮に請求金額によることとするなど、それぞれの偶発債務の項目について一定の条件を仮

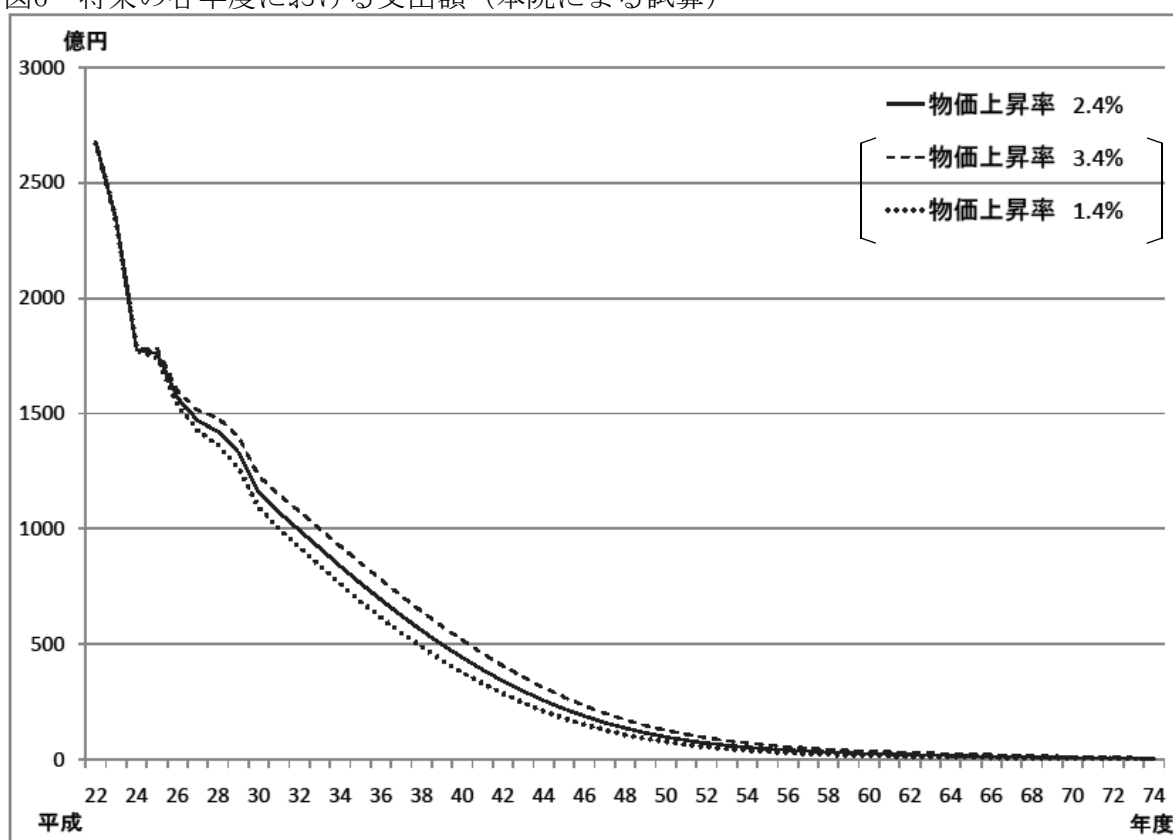
定した上で、物価上昇率を平均年2.4%として試算すると、22年度から74年度までの名目支出見込総額は、①を含めて約2316億円となる。

〔 なお、物価上昇率を平均年3.4%とした場合は約2651億円、1.4%とした場合は約2075億円となる。 〕

(オ) 将来の支出の総額

上記の(ア)から(エ)までのとおり、特例業務に係る将来の支出の見込み及び物価変動等による影響の程度等について、将来のリスクを踏まえ、一定の仮定を置いた上で試算したところ、各年度の支出額の見込みは、計算上、図6のとおりとなる。

図6 将来の各年度における支出額（本院による試算）



すなわち、将来の支出の総額は、物価上昇率を平均年2.4%とするなどして試算すると約2兆5728億円（物価上昇率を平均年3.4%とした場合は約2兆7601億円、1.4%とした場合は約2兆4137億円）となる。

(注12)

また、将来の支出を21年度末の現在価値に換算して、引当金による引当ての範囲を超える部分を試算すると、物価上昇率を平均年2.4%とすると約3452億円（物価上昇率を平均年3.4%とした場合は約4917億円、1.4%とした場合は約2181億円）となり、21年度末の利益剰余金1兆4534億余円を大幅に下回っている。

(注12) 現在価値への換算に当たっては、年金費用等については「退職給付に係る

会計基準」(平成10年企業会計審議会)に準じて算出した割引率(例えば、  
共済年金追加費用については1.0%)により、他の支出については、原則と  
して機構の21年度の投資有価証券の平均運用利回りを踏まえた割引率1.4%  
によっている。また、用地対策費等のうち資本的支出である基盤整備工事  
費については、その額に相当する額が処分用土地等の額に加算され、資産  
の額も増加するので、現在価値の試算から除いている。

## イ 将来の収入

特例業務勘定における収入には、前記のとおり、土地等と株式の売却収入、助成  
勘定長期貸付金の元利償還金等による収入のほか、投資有価証券の運用収入等があ  
る。また、25年度からは、処理法第13条第2項の規定に基づきJR4社に貸し付けら  
れている無利子貸付金の償還も予定されている。

### (ア) 処分用土地等の売却収入

処分用土地等の売却収入の見込みについて、機構が現在想定している売却時期  
及び売却価格(売却価格が想定されていない物件については、現在の簿価に今後  
予定されている基盤整備工事費等の額に相当する額を加算した売却原価)を基に  
試算すると、処分がほぼ終了するとされている25年度までの総額で約943億円とな  
る。

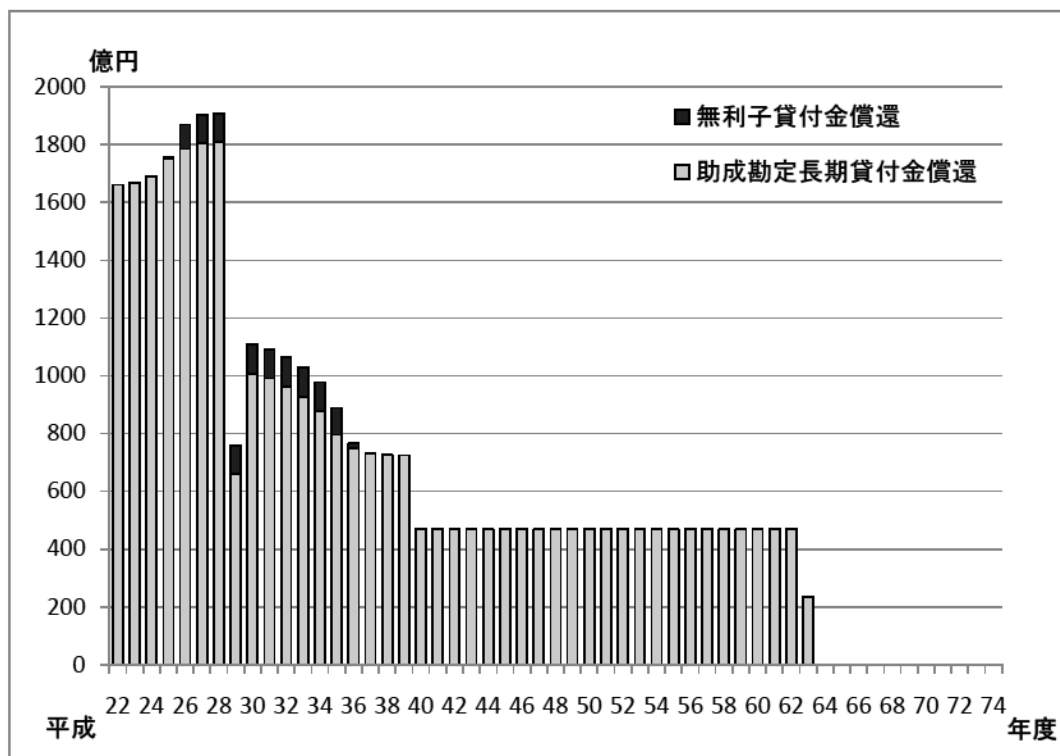
### (イ) 処分用株式の売却収入

JR4社に係る処分用株式については、前記のとおり、当面処分のめどは立って  
おらず、確実な収入として見込むことは困難な状況である。

### (ウ) 助成勘定長期貸付金等の償還による収入

助成勘定長期貸付金の元利償還及び無利子貸付金の償還の予定は図7のとおりで  
ある。

図7 助成勘定長期貸付金等の償還による収入の予定（機構の償還計画等を基に本院作成）



(注) 平成29年度の助成勘定長期貸付金償還額が次年度等に比べて少額となっているのは、償還計画、29年度上期には元本の償還がなく利息の償還のみとなっているためである。

助成勘定長期貸付金の元利償還による収入は、22年度から63年度までの各年度1808億余円から234億余円となっていて、総額3兆2328億余円の予定である。また、無利子貸付金は総額1000億円で、25年度から36年度まで償還が続く予定である。なお、助成勘定長期貸付金の金利は固定金利となっていることから、物価上昇等により影響を受けることはない。

(エ) 投資有価証券の運用収入

投資有価証券の運用収入については、将来の支出額に応じて運用資産を取り崩す必要が生ずるなど運用資産額が変動することが想定される。前記の支出及び他の収入の試算等に基づき各年度における運用資産額の状況を想定して、さらに、機構の21年度の平均運用利回りを参考として平均年1.4%以上の利回りで運用できるものと仮定し、また、物価が上昇する場合は一般に金利も上昇することが想定されることから、物価が上昇した場合は利回りも少なくとも実質長期金利がマイナスとならない程度には上昇すると仮定した上で、物価上昇率を平均年2.4%とし



て試算すると、投資有価証券の運用収入は総額約3兆9248億円となる。

〔 なお、物価上昇率を平均年3.4%とした場合は約6兆6341億円、1.4%とした場合は約1兆9638億円となる。 〕

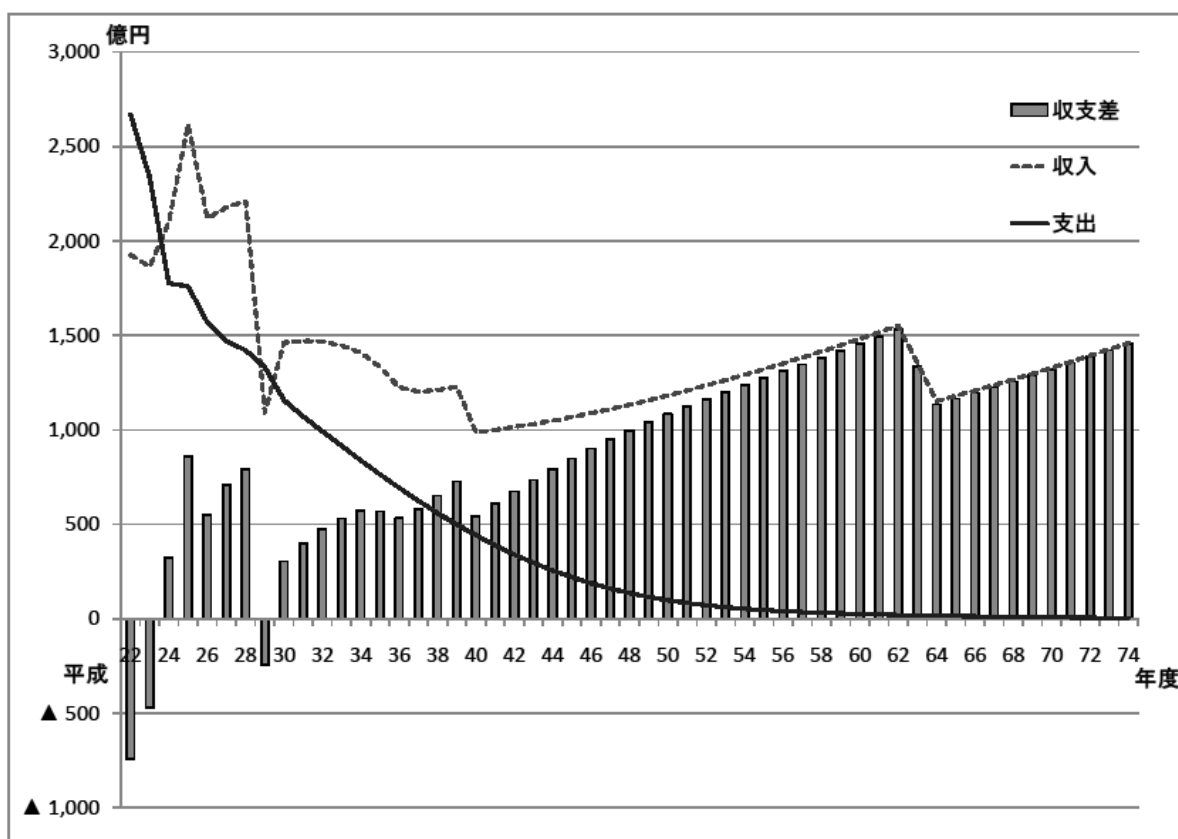
(オ) 将来の収入の総額

上記の(ア)から(エ)までのとおり、特例業務に係る将来の収入の見込みについて、一定の仮定を置いた上で試算したところ、将来の収入の総額は、物価上昇率を平均年2.4%とするなどして算定すると約7兆3520億円（物価上昇率を平均年3.4%とした場合は約10兆0612億円、1.4%とした場合は約5兆3910億円）となる。

ウ 長期収支見込み

上記の将来の支出及び収入の試算に基づき、物価上昇率を平均年2.4%として長期収支見込み及び各年度における収支差を試算すると、図8のとおりである。

図8 長期収支見込み（本院による試算）



(注) この試算は、以下のような仮定を置いて行ったものである。

- ① 物価上昇率及び基準スライド率を平均年2.4%とする。ただし、物価上昇率は平成22年度は0.0%とし、また、スライド率は、22、23両年度は0.0%とするなど所要の調整を行う。
- ② 年金費用等について、平均余命の伸びとして、例えば、男性の場合、80歳時の平均余命が20年度からの47年間で約3年伸びるなどとする。
- ③ 土地の処分は25年度までに終了し、用地対策費のうち基盤整備工事費の支出も終了する。

- ④ 一般管理費等は、25年度までは機構の中期計画に沿って減少し、26年度以降は土地等処分業務に係る部分はなくなり、残りの部分も漸減する。
- ⑤ 石綿健康被害補償費は、過去の実績を基にした上で、対象者が大幅に増加する可能性も踏まえて算出する。その他の偶発債務に係る支出は、過去の実績を基にするなどして算出する。
- ⑥ 土地等は、機構が想定している売却価格又は簿価等を基にした売却原価により売却する。
- ⑦ 株式売却収入は見込まない。
- ⑧ 投資有価証券の運用収入について、運用資産額は支出等の試算に基づき想定したものによる。利回りは、機構の21年度の平均運用利回りを参考としつつ、物価が上昇した場合は利回りも実質長期金利がマイナスとならない程度に上昇するとする。

すなわち、22年度から74年度までの期間全体としての収支の総額をみると、支出の総額が約2兆5728億円となるのに対し、収入の額は、助成勘定長期貸付金の元利償還金収入だけで約3兆2328億円となることから、期間全体としては、21年度末の利益剰余金1兆4534億余円を充当しなくても、この間の収入だけで特例業務の確実かつ円滑な実施に十分な財源が確保されることになると思われる。

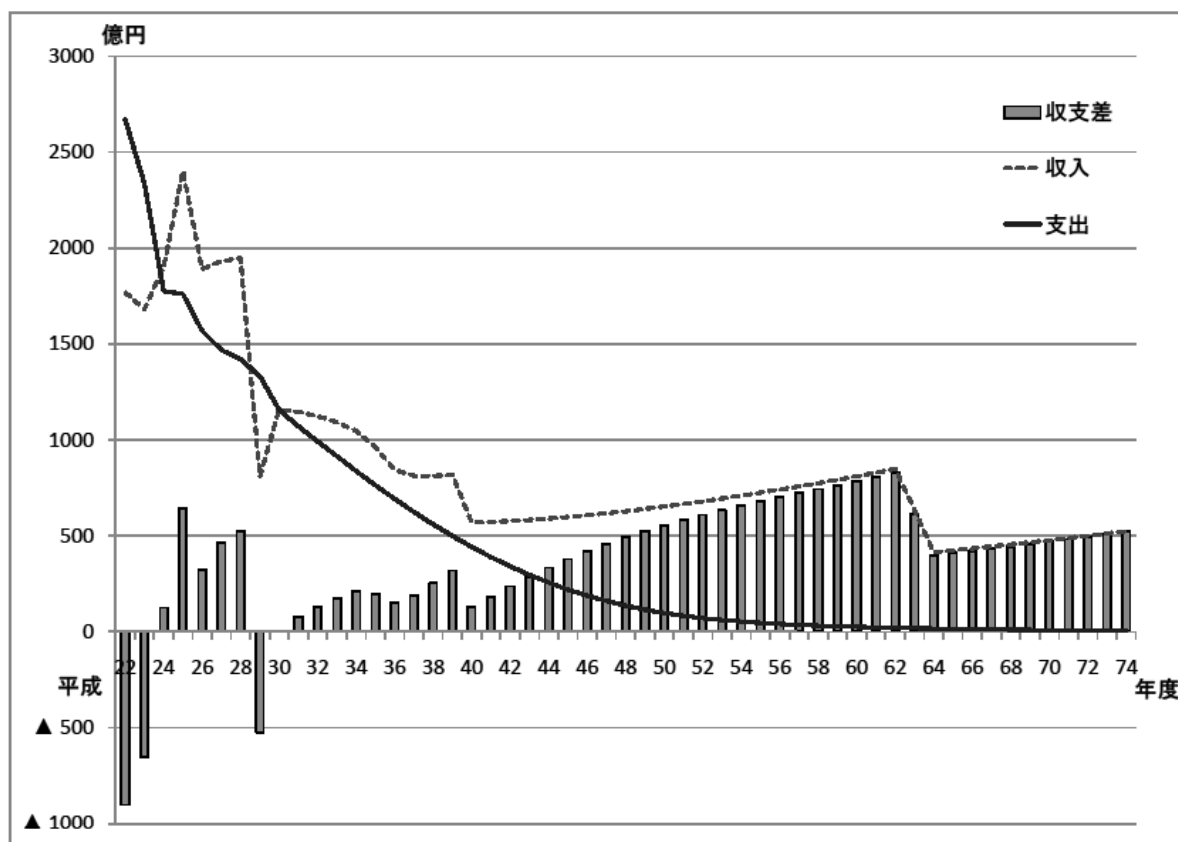
一方、単年度ごとの収支をみると、23年度までは、支出が収入を上回ることが見込まれ、その後は、29年度を除き収入が支出を上回ることが見込まれる。

〔 なお、これらの状況は、物価上昇率を平均年3.4%又は1.4%として試算しても同様であった。 〕

そこで、22、23両年度に見込まれる支出超過等に対して、資金繰りに問題を生じさせないよう現在保有している資産を取り崩して補てんすることで対応することとした場合、現時点においてどの程度の積立金が必要であるかを検討すると、余裕資金を処分した場合にはそれに係る運用収入もなくなることから、運用収入を見込まないとした場合の22、23両年度の支出超過額が計約1579億円となること、24年度の支出額約1775億円のうち、半年賦償還である助成勘定長期貸付金の上半期の元利償還金収入が9月末に入金されるまでの約半年分の支出を賄う必要があることなどを考慮しても、2500億円程度を留保しておけば十分に対応可能であると考えられる。したがって、21年度末の利益剰余金（22年度に積立金として整理される。）1兆4534億余円は、この額よりも約1兆2000億円大きくなっていて、これに相当する額の余裕資金が生じていると思われる。

そして、この約1兆2000億円に相当する資産に係る運用収入を見込まないこととして、期間全体にわたる長期収支見込みを改めて試算すると、図9のとおりとなる。

図9 運用資産の額から約1兆2000億円を除いた場合の長期収支見込み（本院による試算）



このように、21年度末の利益剰余金の額のうち、当面の資金繰りなどのために必要となる可能性がある2500億円程度を留保し、残りの約1兆2000億円に相当する資産は国庫に納付することとしても、支出超過額は納付を行わない場合より増加するものの、22、23両年度の支出超過額の合計はこの留保額の範囲内となり、また、29年度の支出超過額も24年度から28年度までの収入超過額の合計の範囲内となることから、年金の給付に要する費用等の支払に必要な資金が不足することはなく、将来の特例業務の確実かつ円滑な実施に支障を生ずることはないと認められる。

〔 なお、このように2500億円程度の資金を留保すれば、物価上昇率を平均年3.4%又は1.4%として試算しても、資金不足になることはなかった。 〕

また、前記のとおり、22、23両年度には支出超過が見込まれるものの、その後は基本的に収入超過となることが見込まれ、将来、余裕資金も再度累積していくことが予想される。

さらに、この試算は、前記のとおり、支出についてリスクを相当程度見込んでおり、また、収入についても保守的に見込んでいることから、リスク等をそれほど見

込まない場合には余裕資金の額はこの試算より大きいものとなる。

(改善を必要とする事態)

将来、特に数十年後における物価の状況や偶発債務の発生の状況を正確に予測することは困難であるが、上記のように、共済年金追加費用の増大や偶発債務の発生等のリスクを相当程度見込むなどした上で必要な積立金の水準を試算したとしても、現在の利益剰余金の規模は過大となっていて余裕資金が生じていると認められる状況であるにもかかわらず、当該資金について国庫に納付することができないこととなっている事態は、資金の有効活用の面から適切とは認められず、改善の要があると認められる。

(発生原因)

このような事態が生じているのは、①これまでに国の一般会計から多額の国庫補助金が交付されたり、資産処分の進展により多額の処分用資産の売却収入が得られたり、マクロ経済スライドの導入等の影響で当初の想定よりも年金支払額が減少したりして特例業務勘定の利益剰余金が多額となっていること、②本院が、平成19年度決算検査報告において、積立金の適正水準について検討するなど特段の取組が必要であるとの所見を示した後、更なる業務の進行や時の経過に伴い不確定要素の影響度が小さくなっていること、といった状況であるにもかかわらず、貴省及び機構において、特例業務勘定における余裕資金の有効活用について検討が十分でなかったことなどによると認められる。

### 3 本院が表示する意見

上記のように、共済年金追加費用の増大や偶発債務の発生等の不確定要素はなお存在するものの、年金の支払が進んできていることなどからその不確定要素の影響度は従来より小さくなってきており、本院の試算によれば、現在、これらのリスクを相当程度見込むなどしてもなお多額の余裕資金が生じており、また、将来においても生ずることが予想される。

そして、国の財政状況が一層厳しくなっていること、これまでに国鉄債務処理のために国の一般会計は24兆0166億余円もの巨額の債務を承継して現在もその償還を続けていること、さらに、一般会計による債務の承継後も、機構は、特例業務の確実かつ円滑な実施のために一般会計からこれまでに計5525億円と多額の国庫補助金の交付を受けていることにかんがみれば、年金の支払が完了し特例業務が終了すると見込まれる74年度を待つことなく、特例業務勘定における余裕資金を国庫に納付することを可能にして、資金の有効活用を図ることが必要であると認められる。

については、貴省において、機構と共に、国庫納付が可能な資金の額を速やかに把握し、将来においても、特例業務の終了を待つことなく、余裕資金が生じていないか適時に検討することとするとともに、これらの資金が国庫に納付されることとなるように適切な制度を整備するよう意見を表示する。